

平成 26 年度事業の行政評価概要

【評価対象事業の選定方針】

行政評価対象事業は事業担当課の主要な事業とし、地方自治法第 233 条第 5 項に定める「主要な施策の成果を説明する書類」に記載する事業を主に実施しました。

【評価方法】

1 内部評価

各事業を所管する課が、事業の目的や成果などを明らかにした上で、事業の見直しの方向性を自己評価しました。

内部評価では、以下のとおり A～E の 5 段階評価をしました。

<内部評価結果（126 事業 301 事務事業）>

	該当事務事業数
A 現行どおり実施	227
B 事業の改善	67
C 他事業と統合	3
D 運営主体の見直し	0
E 事業の廃止の検討	4
計	301

2 外部評価

内部評価を実施した事業を市行政改革推進委員へ提示し、書面による質疑応答を行いました。

また、内部評価事業から8事業を選定し、事業担当課からの事業説明と市行政改革推進委員による公開ヒアリングを実施しました。

<外部評価における委員意見及び担当課回答>

1 委員意見及び担当課回答（概要）

事務事業名	「長久手給食食材生産会」の運営支援（産業課）
委員意見	担当課回答
○遊休農地をどのようにしていくのかを十分に検討していくことが求められる。	●遊休農地の活用の成果指標については、給食センターへの野菜納入量が妥当であるかは、変更を含め検討する。
○遊休農地を活用している生産者の意識（満足度など）を把握することも必要。	
○目的（遊休農地の活用）と評価（給食センターへの野菜納入量）が矛盾する。	
○N-GAPの増加量が0にもかかわらず、A評価であることが疑問。	●評価Bとし、生産者の参加を募る。
○ものすごく限定された地域に対する施策がクローズアップされている。	●市内の市街化調整区域を対象に、よりきめ細かい斡旋事業を展開する予定。
○市役所の職員の人件費は非常に高価であるとの認識を持ってもらいたい。	●事業費の算定方法について検討する。
○納入量を増やすためには、視点の改善や別の角度からの検討をしない限り納入量は増やせないと思慮する。	●作目の変更や集中的な栽培など、これまで行わなかった点について検討する。
○PDCAを踏まえたストーリーがあれば、取組が理解しやすい。	●PDCAサイクルの検証が明確にでき、事業内容が改善できるような目標設定等を検討する。

事業名	共用車・バス・安全運転管理（財政課）	
委員意見	担当課回答	
○ソフト(運転者)については事務事業として行われていない。	●利用者への教育・チェック体制など、ソフト面(運用面)の業務も評価に組み込む。	
○増車の検討も必要。	●利用実態に鑑み、必要な場合は増車も検討していきたい。	
○安全な車の提供が事業の目的なので、安全な車を準備することに留まらず、必要とされる人に行き渡らせることまでを対象と捉えていただきたい。	●今後の課題の一つであると認識した。	
○安全面や経済効果面での「修繕と新車購入」を検討する必要がある。	●経年車両が多いので、予算措置を行い、順次買い替えを行っている。	
○財政的な点から、「リース」などで活用することを検討することが必要。	●リース方式の導入についても視野に入れながら検討していく。	
○利用者、リース会社、整備委託会社に打診をし、事業見直しを行ってしかるべき。	●利用実態の把握を課題として捉える必要があると感じた。	

事業名	内部監査事業（監査委員事務局）	
委員意見	担当課回答	
○長久手市としての監査基準を模索しつつも設定し、さらに監査結果をわかりやすく公表していくことが必要。	●軽易な指摘事項については公表していないが、平成27年度の定期監査及び行政監査から、各課の現場実査の結果を公表していく取り組みを始めた。	
○早急に長久手独自の監査方法の確立が必要。		
○監査結果を各課で共有していくことが望まれる。	●毎月の例月出納検査では項目を一覧表にして共有し、ケアレスミスの削減に努めている。	
○予算・決算の一連の書類がわかりやすく公開されることが望ましい。	●限られた時間の中ではあるが、それぞれの担当課への監査においてヒアリングしている。	
○口頭での注意などがあつた現状を踏まえ、成果指標を設定してはどうか。	●成果指標や目標値設定を改めるよう検討する。	
○ケアレスミスの削減を成果指標にあげたらどうか。		
○透明性、経済性、社会的必要性などの視点からの成果指標の見直しが必要。		

事務事業名	道路維持管理業務（土木課）	
委員意見	担当課回答	

○現行の成果指標は解りにくいので見直しが必要。	●現行の成果指標の見直しについて、その透明性を含め今後検討していきたい。
○苦情を分類し、事業の改善にどのように役立っているのかの成果に反映することを検討してはどうか。	
○苦情件数の対応・処理件数を指標に取り入れてはどうか。	
○「成果指標」が「苦情件数」というのは適切ではない。客観性が低いことが問題。計画が適正・効率的であったか、発注事務が適切に行われたかなども評価の対象になるのではないか。	
○今後、市民からの情報提供を積極的に受け入れるシステムの構築を検討してはどうか。	●市民からの情報提供を受け入れるシステムについて前向きにとらえており、現在、検討に入っている。

事務事業名	広報活動事業（消防本部予防課）
委員意見	担当課回答
○広報活動の内容認知のモニターが必要である。	●火災要望の意識を測るアンケートを行い、その結果を成果指標へ反映させる。
○成果指標を、広報により市民の防災予防意識がどれだけ高まったのかとしてはどうか。	
○時世を捉えた情宣、啓発活動への取り組みが少し足踏み状態と感じた。	●様々な広報媒体を連動させることで、効果的な広報を行っていききたい。
○事業所や通勤・通学者へも広報活動をしなければならない。	●事業所には、分類ごとに文書通知やチラシの折り込み、館内方法やレシートへの啓発文の刷り込み等を依頼し、従業員のみならず利用者に対しても周知を行っている。
○消防団組織や安心安全課などとの連携を密にしていきたい。	●連携を深め、より積極的に市民と対話し、火災予防の推進に努める。
○「思いを込めた」伝達方法も必要では。	●街頭広報活動等で市民と直接的に対話し、細かな啓発を推進する。

事務事業名	健康づくり推進事業（健康推進課）
委員意見	担当課回答

○事業目的は健康寿命の増進にあるので、「健康づくり事業」として健康体操だけでいいのかどうかは、事業の精査を行っていくことが求められる。	●市民のニーズを踏まえて事業を展開していきたい。
○今後、体操の指導者養成、出前講座や体操の市民の普及を含めた事業展開や成果目標が必要となってくる。	●適切な成果目標を定めることができるように努めていきたい。
○事業の骨格がまだ定まっていない印象を受ける。	●各種施策の取組みを明確に筋道を説明できるように整理する。その上で、広報などの周知方法について考えていく。
○広報方法にはもう一工夫してほしい。	
○地域に対する広め方の具体策がもう少しわかりやすく伝わると良い。	●地域への普及について、分かり易い説明ができるようにしていく。

事務事業名	市表彰条例による表彰事業（政策秘書課）
委員意見	担当課回答
○成果指標を「受諾した表彰者の割合」とするのは見直す必要がある。	●「いいね」賞や感謝状制度の取組みが定着してきたところで、よりふさわしい指標を模索していきたい。
○表彰制度の改革的な取組みを評価票に反映させていくことが重要。	
○条例の適用実施を正しく行う。	●原則、表彰をしていくことに変更した。
○「いいね」賞の宣伝不足を感じる。	●今後も積極的にPRする。
○功労色が強い、どのような市民にスポットを当てていくべきかを掘り下げていくべき。	●感謝状や「いいね」賞の情報を蓄積し、市表彰条例による表彰につなげていきたい。
○対象者の年齢に関する規定は必要ない。	●必要性の有無を、今後検討していきたい。

事務事業名	適応指導教室事務（教育総務課）
委員意見	担当課回答
○評価「A」とするのが適切かどうか疑問。	●成果指標の設定について検討していきたい。
○この業務に携わる方々に達成感、満足感を味わっていただけるような評価指標の選定を望む。	
○目標設定をもう少し向上していただきたい。	

○結果ではなく、プロセスに対する評価が重要である。	
○親御さんへのケア、先生方の活動サポートまでを事業と捉えて評価いただきたい。	
○適応指導教室事務の相談活動の詳細が分かるように明示してほしい。	●明示していく。
○他市の取り組みを客観的に把握、比較することは有意義である。	●他市の取り組みについて調査研究を行う。
○スクールカウンセリングを導入できないか検討願いたい。	●本市においてもスクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、児童生徒の心のケアに努めている。

2 事業ごとの委員意見及び担当課回答

事務事業名	
「長久手給食食材生産会」の運営支援（産業課）	
委員コメント	担当課回答
○農地は、食料の生産など活用することで機能は発揮される。したがって、遊休農地がゼロであることが目標となるが、その一方で、オープンスペース（緑地）としても機能するので、遊休農地をどのようにしていくのかを十分に検討していくことが求められる。 また、活用の一つとして生産物の給食センターへの納入があるが、給食センターのシステムの変更などに対応できなければ活用がなされなくなるので、給食センター納入ありきで活用を考えるのではなく、いろいろな代替案を考えて活用を進めることが求められる。 また、遊休農地を活用している生産者の意識（満足度など）を把握することも必要で、それを事業に活かさなければならない。したがって、「A：現状維持」の評価となっているが、上記の点を踏まえて、事業の点検・評価を行って、次の事業に結びつけて行くことが必要である。	●平成 26 年度の目標値は前年度実績とする。また評価を B：事業の改善とし、出荷規格に対応できるような作目を選んで栽培を拡大するなどの方策を検討する。 遊休農地の活用の成果指標については「給食センターへの野菜納入量」が妥当であるかは来年度、変更を含め検討する。
○目的が『遊休農地の活用』であることに対	●遊休農地の活用の成果指標については「給

して、その評価が『給食センターへの野菜納入量』であることが矛盾の原因かと推察する。目標値の設定に関しても過去の最高記録更新ではなく、ここ数年の推移から妥当な目標の設定がふさわしい。この目標値について、実際に野菜を納入されている方々は認知され、目標達成に意義を感じて、そのための方策をとってみえるのか？疑問。	食センターへの野菜納入量」が妥当であるかは来年度変更を含め検討する。 平成26年度の目標値は前年度実績とし、評価はB:事業の改善とする。
○N-GAP に関しては増加量が0にもかかわらず、A 評価であることに疑問を感じる。現状の数字を維持することが難しく、かつ、意義があることであればその旨説明が必要で、そうでなければ増やすための方策、増やせない理由の説明が必要と思う。	●評価をB:事業の改善とし、生産者の参加を募る。N-GAP の実施については、まだ独自ブランドとしての体制が出来ていないので、産業課の指導が必要と考える。 遊休農地の活用の成果指標については「給食センターへの野菜納入量」が妥当であるかは来年度、変更を含め検討する。
○前熊掘越地区とものすごく限定された地域に対する施策のみがクローズアップされている感じがする。遊休農地削減に向けた広い視点での取り組みの説明があった上で、ポイントの施策について説明して頂きたい。	●前熊掘越地区は12ヘクタールの一団の遊休農地がある象徴的な地域であり、この地域に絞った施策を展開してきている。 現在では市内の市街化調整区域を対象によりきめ細かい幹旋事業を展開する予定である。
○評価公聴会で気になったことですが、会議開催のセッティングをしているのでコストはかかっていない旨の説明があったかと思えます。役場の方の人件費は非常に高価であるとの認識をお持ちいただければと思いました。	●直接的な経費はかかっておりませんが、職員が活動することについては人件費がかかっていることになります。事業費の算定方法について検討します。
○学校給食への地元農産物の納入量を増やすことが目的であるが、目標値に対する実績が大きく違う要因は、「規格品」のセンター方式による給食の製造過程にあると思われる。だとすれば、「規格品」の受け入れ態勢の検討が必要では。地元農業者の生産方針、体制、農業技術に課題はあるとしても、生産量は足りているようであり、納入量を増やすためには、視点の改善や別の角度からの検討をしない限り納入量は増やせないと思慮する。	●学校給食への納入量を増加させるための方策については、作目の変更や集中的な栽培などこれまで行わなかった点について検討する。

○遊休農地活用に向けた取り組み意義は十分認識され日々努力されてるようですが、成果が今一つの結果と考えられます。何が不足かのPDCA的検討は内部ですでになされてると感じました……。PDCAを踏まえたストーリーあればより理解もしやすかったであろうと思いました。	●遊休農地の活用の成果指標については「給食センターへの野菜納入量」が妥当であるかは来年度変更を含め検討する。 平成26年度の目標値は前年度実績とし、評価はB:事業の改善とする。 PDCAサイクルの検証が明確にでき、事業内容が改善できるような目標設定等を検討します。
--	---

事業名	
共用車・バス・安全運転管理（財政課）	
委員意見	担当課回答
○共用車・バスの安全運転管理について、ハード(修繕など)については、事務事業として行われているが、ソフト(運転者)については事業として行われていない。すなわち、運転者の教育・研修や、運転時のチェック体制などは事務事業として行うことが重要で、問題がある場合には、それへの対処を早急に図ることが求められるので、その体制を整備し、事務事業として進めていくことが求められる。 また、財政的な点から、共用車・バスは、市が「財産」として所有する場合の負担を検討し、ハードの対応も含めて「リース」などで活用することを検討することが必要である。	●利用者への教育・チェック体制などソフト面(運用面)の業務も評価に組み込むこととします。 これまで公用車は備品として購入していますが、今後はリース方式の導入についても視野に入れながら検討していきたいと考えています。
○公聴会でも指摘させていただきましたが、事業の対象を非常に狭く捉えてみえるように感じました。安全な車の提供が事業の目的ですので、安全な車を準備することに留まらず、必要とされる人に行き渡らせることまでを対象と捉えて頂ければと思います。そうすれば、現状の課題もクローズアップされてくるものと思います。	●利用者(職員)満足度についても、把握に努めることで事業改善に繋がるとの指摘を得たので、今後の課題の一つであると認識しました。

○課題が明確になり顕在化すれば、その対策もおのずと見えてくるように思います。例えば、車両が不足するのであれば、需要の変動に応じたフレキシブルな車両の手配が可能なリース方法を探索したり、市民サービスとの勘案によってバスの台数を増やしたりといった施策が見えてくるように思います。	●課題を明らかにすることで、将来的に効果的・効率的な展開ができる可能性があるものと認識しました。
○安全な車両を準備するためのご苦労は十分理解できましたので、さらなる事業の充実を目指して、広い目で事業をとらえて頂ければと思います。	●今後も、車両及び安全運転の適性な管理に努めていきます。
○法定点検等によって指摘された不具合箇所を早期に修繕することも大切ですが、共用車(21台)・市公用バス(1台)一覧(H27.8月末現在)を見ると、かなり年数が経っている車両もあります。安全面や経済効果面での「修繕と新車購入」を検討する必要があるのでは。	●指摘のとおり、経年車両が多いので、計画的に買い替えています。
○共用車の利用頻度、市民ニーズに対する敏速なサービスの提供を考えると、増車の検討も必要では。	●買替えのみならず、利用実態に鑑み、必要な場合は増車も検討していきたいと考えています。
○車両の数量が意外に多く、年次ごとに数量が適正であるかとか、個々の車両に問題は無いのかとかの見直しがあつてしかるべき内容だと思います。見直しには利用者、リース会社、整備委託会社に打診あつてしかるべきかと思っています。	●車両の数量は近隣市町と比べても多くなく、利用状況を見ればむしろ不足しているのかもしれない。いずれにしても、利用実態の把握を課題ととらえる必要があると感じました。業者等の専門的見地を取り入れることも、有用と認識しました。

事業名	
内部監査事業（監査委員事務局）	
委員コメント	担当課回答

○財務監査については、違法・不当事項がないという観点から A 評価であることは妥当だと考える。しかし、業務の有効性や効率性を高めていくための事務監査については、取組みとしていまだ不十分と思われ、内部監査事業全体で見たときに、評価 A が適切であるか、見直す必要があろう。 監査制度自体が国も検証を進めているように、確定した基準のないままに運用されているのが全国的な自治体の現状のようである。しかし、「行政監査とその公表」を今年度の担当課のテーマとして掲げているように、長久手市としての基準を模索しつつも設定し、さらに監査結果を解りやすく公表していくことが必要と考える。	●行政評価において、成果指標の目標値設定の根拠として、「違法、不当となるような事項がないこと」とし、指摘事項数ゼロを目標値として掲げ、A 評価としました。 監査を実施した結果として、違法、不当となるような事項がないことが理想の状態であり、違法、不当を未然に防止することができるようにすることを心がけて監査を実施していますが、今回の外部評価を受け、成果指標の目標値設定として「違法、不当となるような事項がないこと」を掲げることは、ふさわしくないと認識しました。 今後は、成果指標を「計画どおり実施されること。」、目標値設定を「全 30 課実施すること。」とするなどに改めるよう検討します。 また、監査結果については、違法、不当がない場合でも、軽易な事項については、その都度口頭にて指摘しています。口頭での指摘事項は記録として残し、次の定期監査や決算審査等において改善取組状況を確認しています。軽易な指摘事項については公表していませんが、平成27年度の定期監査及び行政監査から各課の現場実査の結果を公表していく取組を始めました。
○定期監査の目的は、監査を実施することにより、市の財務、経営に関する事務、事業の執行が適正かつ効率的に行われるようにすること、決算審査においても歳入の確保及び歳出の施行状況について、適正かつ効率化を図ることであるが、監査を通し、どのように効率化を図っているのかが十分に理解できなかった。監査をすること自体が監査の目的にならないように、監査をすることで事業執行の効率化が進んだことを事業の成果に結び付けるのも良いのではないだろうか。 また、成果指標は、指摘事項件数としているが、現実には、口頭での注意などが実際にあったと聞く。これらの現状を踏まえ、成果指	●定期監査や決算審査では市の財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事務管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼として実施しています。監査すること自体は抑止力にもなっています。 また、定期監査や決算審査では、口頭にて指摘した事項は記録として残し、次の定期監査や決算審査等において改善取組状況を確認しています。 成果指標については、目標値設定として「違法、不当となるような事項がないこと」としてきましたが、今回の評価を受け、今後、成果指標や目標値設定を改めるよう検討していきます。

標を盛り込んだ方が良いのではないだろうか。	
○内部監査事業の成果については、指摘事項件数 0 件となっているが、実際には軽微なミスが発生しているのが現状である。次期においては、このケアレスミスの削減を成果の指標にあげたらどうか、検討いただきたい。	●違法、不当となるような事項がない場合は、「法令等に準拠して適正に処理されており、指摘事項は、特にない。ただし、軽易な事項については、その都度口頭にて指摘した。」という結果報告をしています。 成果指標については、目標値設定として「違法、不当となるような事項がないこと」を掲げていましたが、今回の外部評価を受け、ふさわしくないと認識しました。今後、成果指標や目標値設定を改めるよう検討します。
○7項目にわたる全ての事務事業の成果指標が「指摘事項件数」である。軽微なミスは、事前チェックの段階で口頭で注意することであるので、ここでいう「指摘事項」は違法・不当といった重篤なものを指している。そのような重篤なものは原則あってはならないのであり、「指摘件数」の目標0、実績0、従って評価 A というのはやや安直な印象を受ける。狭い正確性や合規制を目的とするのではなく、自治体が社会的要請に求めているかどうかを目的とする監査も求められている。そのため、「成果指標」の見直し、たとえば透明性、経済性、社会的必要性などの視点からの見直しが必要ではないか。	●行政評価において、成果指標の目標値設定の根拠として、「違法、不当となるような事項がないこと」とし、指摘事項数ゼロを指標として掲げ、A 評価としました。 今回の外部評価を受け、監査を実施した結果として、違法、不当となるような事項がないことが理想の状態であり、違法、不当を未然に防止することができるようにすることを心がけて監査を実施していますが、成果指標の目標値設定として「違法、不当となるような事項がないこと」を掲げること、ふさわしくないと認識しました。 今後は、成果指標、目標値設定を改めるよう検討します。
○「例月出納検査」事業では、一般的に言って違法・不当な事項というよりは軽微ないわゆるケアレスミスが多いと思われる。各課共通に見られるミスに対する注意喚起やミス防止マニュアルの作成・徹底が必要で、成果指標もそのような観点で設定されるべきであると考え。監査の結果を各課で共有していくことが望まれる。	●毎月の例月出納検査では、チェック項目、指摘事項、件数を一覧表にまとめています。指摘事項については、会計課を経由し全課等に公表し、各課で情報を共有し、ケアレスミスの削減に努めています。

○違法・不当ということ言えば、決算審査の際に、決算書類だけでなく予算書類、つまり落札や契約が適正に行われているかまで遡って監査されているのか。ヒアリングをしているということであったが、予算・決算は市民から見れば一連の手続きであり、一連の書類がわかりやすく公開されることが望ましい。	●限られた時間の中ではありますが、契約担当の行政課の監査では契約の適正を監査し、財政課の監査では、予算の組み方のヒアリングを実施しています。
○監査については、法令はわずかに権限などを定めるだけであり、実施方法については自治体独自の裁量が大きい。早急に長久手独自の監査方法の確立が必要と考える。	●長久手市監査基準及び長久手市監査結果事務取扱基準を策定しています。 例月出納検査日、決算審査、定期監査等についてはそれぞれに要項を制定しています。 必要に応じ改正し、監査方法の確立に努めています。要項の改正にあたっては、全国都市監査委員会、東海地区都市監査委員会、愛知県都市監査委員会主催の研修会に参加するほか、先進地を視察して本市の課題を確認し、監査方法の改善に努めています。

事務事業名	
道路維持管理業務（土木課）	
委員コメント	担当課回答
○担当も指摘しているように、工事費の違いによって苦情件数を分けている現行の成果指標は解りにくいので見直しが必要である。また、担当も見直しを必要としているので、評価も「A」は適当ではないと考える。	●道路の維持管理業務が行政評価になじむ事業かという疑問もいただいているように、事業の成果指標については難しい部分もありますが、現行の成果指標の見直しについて、その透明性も含め今後検討していきたい。 現在の苦情件数には、ご指摘のとおり、要望、情報提供も含まれているものの、全てに対して、この事業内で対応ができており、平成26年度の評価としては現行どおりの実施のままとしたい。
○今後、市民の目を事業に活かすことも重要であり、修繕を必要とする箇所について市民からの情報提供を積極的に受け入れるシステムの構築を検討してはどうか。	●市民からの情報提供を受け入れるシステムについて、前向きにとらえており、現在、検討に入っている。

○事業の効果について、事業の成果指標を苦情件数としている。一言に苦情といっても、実際には、要望であったり、情報提供であったりのケースもあると聞く。これらを苦情件数としてくるのではなく、これらを分類し、事業の改善にどのように役立っているのかの成果に反映するということを検討してもよいのではないだろうか。	●現行の成果指標の見直しについて、その透明性も含め今後検討していきたい。
○道路維持管理事業においては、成果指標がわかりにくい面がある。市民の皆さんから寄せられる年間300件強の苦情件数(情報提供件数)の対応・処理件数を指標に取り入れてはどうか、検討いただきたい。	●現行の成果指標の見直しについて、その透明性も含め今後検討していきたい。
○「成果指標」が「苦情件数」というのは適切ではないと考える。そもそも苦情件数にカウントされる事項がわかりにくい。市民から通報があっても既に補修の計画に入っているもの(予算化されているもの)は数から除外されるなど、外部の者にはわからない。つまり指標の透明性が低いことが問題である。さらに、市民からの単なる通報や要望も苦情の括りに入れているのか、区別しているのかも曖昧である。このように「苦情件数」の意味するところが曖昧であるのに、それを指標にして事業の評価をすることには無理がある。客観性が低いことが問題である。文字通りに「苦情件数」0が目標であるのであれば、0に対して31件の苦情があったにも関わらず、内部評価がAであるのは納得がいかない。Bとしてその原因・理由を探り、対策を講じるべきである。 道路の穴埋め、定期的な路面清掃や街路樹管理、大規模な修繕等事業が多岐に渡っている。計画が適正・効率的であったか、発注事務が適切に行われたかなども評価の対象になるのではないか。そういった観点での「成果指標」の設定が考えられるのではないか。	●道路の維持管理業務が行政評価になじむ事業かという疑問もいただいているように、事業の成果指標については難しい部分もありますが、現行の成果指標の見直しについて、その透明性も含め今後検討していきたい。 現在の苦情件数には、ご指摘のとおり、要望、情報提供も含まれているものの、全てに対して、この事業内で対応ができており、平成26年度の評価としては現行どおりの実施のままとしたい。

事務事業名	
広報活動事業（消防本部予防課）	
委員コメント	担当課回答
○広報活動の重要な点は、必要情報が、市民に届き、内容を認知してもらうところにある。したがって、単に広報誌に掲載して全戸配布するだけでは不十分で、認知されているかのモニターが必要であり、それによって、広報誌以外のメディアも活用するなどを考えることが必要である。また、居住者以外に、事業所や長久手市に通勤・通学者へも広報活動をしなければならないが、それが行われているとは見えない。特に、通常、火気を扱う飲食店および従業者などには、防火に対する情報を十分に提供しなければならない。したがって、広報活動は、だれに、どのような情報を、いつ、どのような方法で提供しなければならないかを常に考えていかなければならず、その点を含めての改善が求められる。	●市民(世帯主)に対し火災予防の意識を計るアンケートを行い、その結果を成果指標へ反映させます。 ●市民生活に関する広報活動は広報紙の他、市ホームページ、データ放送、全戸回覧、等の広報媒体を利用し啓発に努めています。 ●事業所等へは文書通知に併せポスターの掲示、館内放送、チラシの配布、レシートへの啓発文の刷込み等を事業者の協力を得て、従業者のみならず利用者に対しても周知しています。 ●学校等の教育機関においても事務局の協力を得て、同様な活動を行っています。
○防災は、市民の安全に直結する重要な事項であり、広報活動は大切である。そのため、広報活動事業については、市広報誌延配布世帯数を成果指標とするのではなく、広報により、市民の火災防災予防意識がどれだけ高まったのかといった成果のほうが良いのではないだろうか。予防広報の対象は、長久手市住民であることは当然であるが、それに加え、放火防止のための事業所や店舗を対象とした火災予防・放火防止のための啓発活動・広報活動も必要ではないだろうか。	●平成27年度から無作為抽出により住宅用火災警報器に関するアンケートを市民(世帯主)に対し行っている中で、火災予防の意識を計る項目を追加し、その実績値を成果指標とし、見直しを図ります。 ●事業所等へは、建物の規模や用途により啓発の切り口が異なることから、分類毎に文書通知やチラシの折り込み等を行っています。

○今回の外部評価の機会を通じて、この事業が地域住民の安全安心を守るために大変重要なことであり、また関係者の努力の上で成り立っていることを認識させられました。 ただ、事業の成果評価は、その性質上、定量的に評価するのは難しいところがありますので特には問題視しませんでした。プレゼンを聞き、気になった点を申し上げます。課題にも抽出されているとおり、時世を捉えた情宣、啓発活動への取り組みが少し足踏み状態という感じを受けました。 是非、消防総務課が窓口となっている消防団組織や、安全安心課が所管する防犯など他の行政部門との連携を密にして膠着状態を打破して頂きたいところです。	●引き続き経常的な広報活動を行うことは勿論のこと、広報活動に係るアンテナを常に張ることで目標の再確認し、振り返りことで、市民の生活がより安全と感じられるような広報に努めます。 ●時世を捉えた広報活動は広報媒体によっては広く情報を発信し認知度を高める一方、情報量に制約を受ける媒体もありますので、これらを連動させることで効果的な広報を可能にし、時期を逸しないよう広報活動を行います。 ●さらに火災予防の観点から消防団へのアプローチを行い協働を図り、安心安全課とは防災講習会を通じて連携を深め、より積極的に市民と対話し、火災予防の推進に努めます。
○火災に対する意識の高揚を図るため、ホームページ・広報掲載・ポスター・回覧等で知らせることも必要ではありますが、住民に対する伝達方法(地域連携等、「必要性・想いを込めた」)も必要では。	●広報媒体だけに頼った広報活動を行うだけでなく、街頭広報活動等で市民が集う大型店舗において、市民と直接的に対話し、市民のニーズに合ったきめ細かな啓発を推進します。 ●また、平成27年度から市民一人一人が住宅用火災警報器の設置及び維持管理について考えていただくための事業に取り組んでいます。
○消防関連の発信内容はもっと広範にあるのではないかと思います。機会をとらえて広報活動していただければ消防がより身近な存在になり日々の生活に助けになると思います。	●消防関連の発信については、火災予防に関する啓発や広報を適宜行っていますが、さらなる広報活動の充実を図る上でも消防内での連携を図り、広報媒体のみに頼らず市民と対話し、より市民目線で啓発等を行えるような環境作りに努めます。

事務事業名	
健康づくり推進事業（健康推進課）	
委員コメント	担当課回答

○この事業の意図(目的)は健康寿命の増進にあるので、それを事業の評価指標とすることが必要となる。加えて、だれに、いつ、なにを、どのような方法で提供しなければならないかを十分に検討し、それを事業に結びつけていかなければならない。したがって、「健康づくり事業」として健康体操だけでいいのかどうかは参加者の意識などを十分に押さえていき、テレビなどでの健康番組の内容とどう差別化を図るのかなど、いろいろな点で事業の精査を行っていくことが求められる。	●健康づくりの事業は、健康づくり計画(第2次)の「運動」の領域に基づいて事業を展開しています。今後は、市民のマスメディアにおける社会的な影響を考慮しながら、市民のニーズを踏まえて事業を展開していきたいと考えています。
○健康づくりは、特に中高年、高齢者の関心が高いと思われる。また長久手市にとっても、市民が健康であることは、医療費の負担を抑えるうえで重要である。その点で、誰もが手軽にできるような元気が出る体操の DVD 制作は大きな成果であると思われる。今後、体操の指導者養成、出前講義や体操の市民の普及を含めた事業展開や成果目標が必要になってくるのではないだろうか。	●高齢者になったときに要介護や寝たきりになることを予防するために市民の健康事業のひとつのツールとして「元気の出る体操」の普及に努めています。今後は、体操の指導者養成、出前講義や体操の市民の普及を含めた事業展開や成果目標について、適切な成果目標を定めることができるように努めていきたいと考えています。
○長久手市は、他の市町村に比べると問題が深刻化する時期は先のように感じていましたが、先んじて将来訪れる課題へ対処していくことは大事なことで感じました。 ただし、健康講座などのメニュー開拓や告知、実施後の評価などの骨格がまだ定まっていない印象をプレゼンから受けました。 長久手市の健康づくり計画の思想や考え方からこの事業がどのような機能を果たした行くべきで、健康寿命の延伸にどう貢献していくことを念頭におき、各種施策に取り組まれているかの筋道を立てて説明を頂けないと、その施策の有効性が希薄になりがちな事業に思われますので、是非とも広報方法にはもうひと工夫してみてください。	●健康講座などの事業は、健康寿命の延伸を踏まえ、各種施策の取組みを明確に筋道を説明できるように整理します。その上で、広報などの周知方法について考えていきます。

○市民を対象に健康づくりを推進するための地域に対する広め方の具体策(地域の各種イベント等を活用する)がもう少しわかりやすく伝わると良い。	●健康づくりを推進するために地域への普及について、分かり易い説明ができるように努めています。
○健康づくりに向けた行政からの支援施策、充実していただければ有り難し。よろしくお願いします。	●今後も健康づくりに向けた事業の促進に努めていきますので、ご理解、ご協力をお願いします。

事務事業名	
市表彰条例による表彰事業（政策秘書課）	
委員意見	担当課回答
○成果指標を、受諾した表彰者の割合とするのは見直す必要があると考える。 表彰制度は、表彰される当該市民のためのものだけではなく、制度を通じて市政の一端を多くの市民に知ってもらい、自らも活動してみたいというインセンティブの一環かと考える。「いいね」賞や感謝状制度の新設によって、市民への働きかけが促進されることは良いことと考える。	●表彰制度については、今年度に感謝状制度、「いいね」賞を新設したところです。市条例による表彰事業の成果指標については、新しい制度が定着してきたところで、よりふさわしい指標を模索していきたいと考えています。
○表彰事業の対象が表彰者の選定にフォーカスされており、表彰事業全体をどうしていきたいのかといった視点に乏しい印象を評価票から受けました。しかし、公聴会での説明では、表彰制度の改革的な取り組みもされているとことで、これらの評価票に反映させていくことが重要と感じました。	●市条例による表彰事業の成果指標については、今年度に新設した感謝状制度や「いいね」賞の取組みが定着してきたところで、よりふさわしい指標を模索していきたいと考えています。
○公聴会でも指摘させていただいたのですが、もっと大勢の方を表彰することで身近な表彰制度としていつて頂きたいと思いました。基準となる条例があるのですから、その照らし合わせてしかるべき人々を表彰するべきと思います。その条例の適用実施を正しく行うことも事業と思います。	●今年度より、条例に定めた基準年数を満たした方については、原則、表彰をしていくことに変更しました。
○新たな試みの『いいね』賞に関しては、まだまだ宣伝不足を感じます。長久手に住ん	●「いいね」賞のPRについては、今後も積極的に進めてまいります。

でありますが、街中で募集等目にしたことがありますので。広く市民に知れ渡ったうえで『いいね』賞にしていかないと、逆の効果を生みかねないことが懸念されます。せっかくの市民高揚のしきみですので大切に育てていって頂きたいと思います。	
○表彰制度のあり方は昭和 59 年の事業開始以降より見直しがされ現在に至っていることは、説明で理解しました。しかしながら、表彰条例施行規則に定める表彰基準には、依然として功労色が強く、時勢を反映させた内容であるかは継続的に検討をお願いしたいところです。 改善点として、感謝状などを新設されている点は認めますが、善行を称えていくこと、その模範を広げ住みやすい地域、街づくりを推し進めるには、どのような市民にスポットを当てていくべきかを掘り下げていくべきではないでしょうか。 成果指標の設定にも、些か疑問も残りましたが、市表彰条例による表彰制度は他の表彰制度との関連や有効性を整理していくことがあっても良いのではと感じました。	●功労的な要素が強い分野以外での表彰については、今後、感謝状や「いいね」賞の情報を蓄積し、市表彰条例による表彰につなげていきたいと考えています。
○市表彰条例による表彰事業については、当市が掲げる『住民と行政が協働するまちづくり』を目標に、自治会連合会や当役所の各課との横断的連携、そして本年度より新設された、『いいね』賞を利用し、『特に功績があった方』の、掘り起こしをお願いします。	●これまでボランティア的な活動に関しては、活動年数や活動実態の把握が困難であり、市表彰条例による表彰につながりにくい部分がありました。今後は、感謝状や「いいね」賞の情報を蓄積し、市表彰条例による表彰につなげていきたいと考えています。

○事業の意図が、「表彰を行うことにより長年の活動に対して敬意を表すとともに、活動自体への市民の関心や理解を深める」とある。活動への市民の関心や理解を深めることが目的であるなら、例えば平成26年度の表彰候補者3人というのは少ない。単なる慰労でないのであれば、対象者の年齢に関する規定(原則55歳以上の者)は必要がないと考える。多様な市民活動に目を向け、地域社会のために貢献されている人を積極的に吸い上げていけると良い。 事業の改善内容として「長久手『いいね』賞の新設」、「感謝状制度の新設」、「推薦者の変更」が挙げられているが、賛成である。幅広い活動分野から、多様な表彰候補者が挙がるよう期待したい。	●年齢規定の必要性の有無については、今後、検討していきたいと考えています。
---	--

事務事業名	
適応指導教室事務（教育総務課）	
委員コメント	担当課回答
○適応指導教室事務は、学校への復帰を目的とした事業であるので、学校への復帰人数の目標値を「1人」として評価「A」とするのが適切かどうか疑問である。	●成果指標の設定について、検討していきたい。
○適応指導教室事務の相談活動として、指導員の相談件数が2件というのは実態を示していないとの担当からの説明であったので、実態に即した数字を提示してほしい。それとともに、臨床心理士が対応した相談件数も含めて、一人の児童生徒に関わる保護者などからの繰り返しの相談なのか、あるいは新規の相談なのか、詳細がわかるように明示してほしい。 統計に確認するだけでも平成26年の不登校の子どもは50名を超えており、数字にはカウントされない状況を抱えて悩む子どもとその保護者は、さらに多いと推測できる。一人	●指導員及び相談員が行う相談活動について、相談件数及びその内容等を明示していくこととする。

の子どもの問題解決に向けての相談対応も重要である。が一方で、潜在化している子どもと保護者からの相談をどのように拾い出していかも大きな課題であると思われる。だからこそ、相談件数の実態を明確に示して欲しい。	
○今後、市には、適応指導教室事務とは別に、文科省の動きもあるように、必ずしも学校への復帰を目的としない様々な取組みを切望する。	●個々の児童生徒に応じた対応を心がけていきたいと考えている。
○大変に重大・重要で深刻な問題に真摯に取り組んでみえることを今回初めて知りました。 本事業は取り組み自体が重要で、成果の数値化にはそぐわないものかと思いますが、活動を知らしめるためにご努力いただければと思います。	●適応指導教室の活動について、さらに周知に努める。
○他市との違いは重要ではないかと思いますが、それが効果ある施策であれば主張すべきことであり、そういった意味で他市の取り組みを客観的に把握、比較されてみることは有意義と思います。	●他市の取組について、調査研究を行う。
○事業の対象は、直接的には生徒さんご本人かもしれませんが、その親御さんはもちろん、教室を運営される先生方も広い意味での対象だと思います。親御さんへのケア、先生型の活動サポートまでを事業としてとらえての取り組みをご紹介、評価いただければと思います。	●成果指標の設定について、検討していきたい。

○長久手市はそれほど広くないにも関わらず地域の特色の差が大きい市だと思います。その中で様々な理由で学校に通い難い生徒たちへの個別の対応は、経験と忍耐が必要とされる難しいお仕事と思います。是非このお仕事に携わる方々に達成感、満足感を味わっていただけるような評価指標の選定を望みます。	●成果指標の設定について、検討していきたい。
○市内の不登校児童生徒の推移を説明の中で伺い、メディアなどを通じて入ってきていた情報が、身近でも起きていることを理解させられました。 教育委員会の公的施設であるため、その活動範囲が限定されるなかでありながら、関係者方々がよく対応されていることをプレゼンより伝わりました。 今後も、施設設備、学習メニュー、指導方法など様々な課題に対処が迫られますが、関係機関との連携も図りながら成果につなげて頂くことを期待します。	●今後も、引き続き、関係機関との連携を強化し、事業に取り組んでいきたい。
○適応指導教室事務事業においては、不登校児童の学校への復帰支援ということで、個々の環境の違いにより、それぞれのケースに合った対応を強いられる大変難しい事業だと承知している。ただ、成果目標(学校への復帰人数)1人というのは、目標の設定に疑問を感じます。もう少し向上させるようお願いします。	●成果指標の設定について、検討していきたい。
○他市では、スクールカウンセリング等を導入し、成果を挙げている事例もあります。当市でも導入できないか検討をお願いします。	●長久手市においても、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、児童生徒の心のケアに努めている。

○適応指導教室事務の目的が、不登校児童生徒の学校復帰であり、成果指標が「学校への復帰人数」であるのならば、それが如何に困難な仕事であろうと、目標人数は入級者全員、平成26年度で言えば8人とすべきではないか。目標が1人で、3人復帰できたから事業評価 A というのはやや安易に思われる。ただ一方で、この事業自体が数値目標を上げ評価をすることに馴染まないと考える。不登校になる原因や理由は個別であり、個々の児童生徒に対してどのような指導がなされ、結果がどうだったのかというプロセスを見ていく必要がある。学校復帰はならなかったが、状況が随分改善したのであれば事業は評価できると考える。また学校に復帰した状態が一時的なものではなく継続できているのかなど、追跡調査も必要で、その意味でもプロセスに対する評価が重要である。	●成果指標の設定について、検討していきたい。
○資料によれば、不登校児童生徒のうち適応指導教室に通えるものはわずか15%（平成26年度）である。学校にも適応指導教室にも通えない多数の児童生徒、及びその保護者に対応する部署がなく、個々の学校任せになっていることは問題である。学校が対応するのは当然だが、行政としても対策を講じる必要がある。教育総務課の今後の方向性として、「適応指導教室に通級していない不登校児童生徒への働きかけや、その保護者、教師などへの相談事業にも力を入れる」とあるが、大いに期待したいしお願いしたい。	●今後も、適応指導教室に通級していない不登校児童生徒への働きかけや、その保護者、教師などへの相談事業にも力を入れて、取り組んで行く考えである。

長久手市行政評価票

事業番号	32	事業の名称	遊休農地活用事業				担当部署	部	課																		
								くらし文化部	産業緑地課																		
基本方針	(1)万博理念を継承し、自然・環境にこだわるまち		分野別項目	(7)農のあるくらし・農のあるまちを支える		施策の進め方	(1)遊休農地の解消		フラッグ		フラッグ項目																
事業の概要		要綱に基づく前熊堀越地区の農地の幹旋、「長久手給食食材生産会」の運営支援等を行うことで、新規就農及び既存農家の農地拡大の推進並びにあぐりん村や学校給食への出荷を促進し、遊休農地を減らしていく。					他市町の実施状況 (近隣市町や先進都市の状況等を具体的に記載)		日進市：農地バンク制度 東郷町：農地バンク制度																		
事業期間	事業開始年度		平成20年度		終了(予定)年度	—		総事業費	総事業費 (単位：千円)	H25予算	H25決算	H26予算	H26決算	H27予算	<table><tr><th colspan="2">評価の見方</th></tr><tr><td>A</td><td>現行どおり実施</td></tr><tr><td>B</td><td>事業の改善</td></tr><tr><td>C</td><td>他事業と統合</td></tr><tr><td>D</td><td>運営主体の見直し</td></tr><tr><td>E</td><td>事業の廃止の検討</td></tr></table>	評価の見方		A	現行どおり実施	B	事業の改善	C	他事業と統合	D	運営主体の見直し	E	事業の廃止の検討
評価の見方																											
A	現行どおり実施																										
B	事業の改善																										
C	他事業と統合																										
D	運営主体の見直し																										
E	事業の廃止の検討																										
事業の対象 (だれ、何に対して)	市内農業者					うち	一般財源	0	0	0	0	0															
事業の意図 (対象をどのような状態にしたいか)	前熊堀越地区を地産地消費産物の生産拠点とする。					国費・県費	0	0	0	0	0																
						地方債	0	0	0	0	0																
						その他	0	0	0	0	0																
						受益者負担額	0	0	0	0	0																

事業を構成する 事務事業		対象 (だれ、何に に対して)	目的		事務事業の 実施結果	成果			事業費(単位：千円)			評価				
			手段 (いつ、どのような手段を使って) 4月～7月～10月～1月～	意図 (対象をどのような状態にしたいか)		成果指標	H25実績	H26実績	単位	成果指標の目標値 設定の根拠	H25予算	H25決算	H26決算の主な内訳 (単位：千円)	評価	評価の説明	
							H26目標値	H26予算			H26決算	事業規模				
												事業費				
①	「長久手市農地利活用支援に関する要綱」による農地の幹旋	市内農業者			前熊堀越地区の遊休農地を解消し、耕作地を増やし市内農産物の生産量を増加させる。	農業者の規模拡大支援及び新規就農者への農地幹旋	前熊堀越地区の遊休農地面積	28,128		㎡	前熊堀越地区の遊休農地の減少状況	0	0		B	農業者の規模拡大及び新規就農者の参入が順調に進んでいる。遊休農地面積は目標値以上に少なくなっており、幹旋及び農業者の積極的な活動の効果が出ている。 今後は幹旋対象範囲の区域を広げ、遊休農地の活用を図る。
			21,009					0	0							
			要綱に基づき、遊休農地を幹旋することで				27,000				0			維持		
														維持		
②	「長久手給食食材生産会」の運営支援	市内農業者			学校給食への納入品目、数量等を決定する栽培会議を給食センターも交えて開催し、連絡調整を活発にすることで	生産者会議の開催(毎月1回)栽培会議の開催	学校給食への納入実績	3,889		kg	前年度実績	0	0		B	市内産の野菜の納入を増やすための方策について、毎月生産者で協議を行ない、改善策を検討している。
			3,198					0	0							
			学校給食への納入品目、数量等を決定する栽培会議を給食センターも交えて開催し、連絡調整を活発にすることで				3,889				0			維持		
														維持		
③	N-GAP(※)の実施(※)長久手版の農作物工程管理のこと。	市内農業者			生産する農作物の質を向上させ、安心・安全な長久手産野菜を消費者にむけてアピールする。	生産者会議の開催(毎月1回)	N-GAP認証圃場面積	50,374		㎡	前年度実績	0	0		B	毎月生産者で協議を行ない、安心安全な野菜栽培を実践している。認証システムの運用が会員が自主的に出来るよう引き続き指導し、認証面積の拡大、参加生産者の増加を図る。
			50,374					0	0							
			給食食材生産にN-GAP(安心・安全な農作物を生産するための工程管理手法)を導入することで				50,374				0			維持		
														維持		
④																
					目標値の修正 【前】これまでの納入実績最大値 【後】前年度実績											

事務事業の改善内容	事務事業		改善内容(H27以降に実施する内容)		H27以降新規に実施する事務事業	事務事業			

長久手市行政評価票

事業番号	10	事業の名称	共用車・バス・安全運転管理				担当部署	部	課		
							総務部	財政課			
基本方針	(5)みんなの力を結集する自治と協働のまち	分野別項目	(5)合理的で効果的な行政運営を行う	施策の進め方	(1)効率的な行政運営の確立			フラッグ	フラッグ項目		
事業の概要	法令に基づく車検及び法定点検を実施し、及び、不具合箇所を早期修繕を行うことで、車両のコンディションを常時良好に保つ。また、職員に対し、安全かつ適正に共用車を利用させる。					他市町の実施状況 (近隣市町や先進都市の状況等を具体的に記載)	事業所で車を管理する必要がある国・県・民間で必ず実施されている事業である。				
事業期間	事業開始年度	昭和57年度	終了(予定)年度	—		総事業費 (単位:千円)	H25予算	H25決算	H26予算	H26決算	H27予算
事業の対象 (だれ、何に対して)	①共用車、市公用バス ②共用車を利用する職員					成果指標の変更 【前】修繕回数 【後】早期対応率	3,492	3,545	4,514	5,712	4,623
事業の意図 (対象をどのような状態にしたいか)	事業目的の追						3,492	3,545	4,514	5,712	4,623
							0	0	0		
							0	0	0		
							0	0	0		
						0	0	0			

評価の見方

A	現行どおり実施
B	事業の改善
C	他事業と統合
D	運営主体の見直し
E	事業の廃止の検討

事業を構成する 事務事業		対象 (だれ、何に に対して)	目的				事務事業の 実施結果	成果指標	成果		成果指標の目標値 設定の根拠	事業費(単位:千円)			評価		
			手段 (いつ、どのような手段を使って) 4月～7月～10月～1月～						H25実績 H26実績			H25予算 H26予算	H25決算 H26決算	H26決算の主な内訳 (単位:千円)	評価	評価の説明	
									H26目標値						事業規模 事業費		
①	車両の適正な維持管理	財政課が管理する共用車・市公用バス					発見した不具合について、修繕等の対応を迅速(翌開庁日までに)に行う。	早期対応率100%	早期対応率(発見した不具合件数全体に占める翌開庁日までに 対応について着手したものの割合)	100	%	最大値を理想とするため。	3,492	3,545	13号車故障修繕275、11号車故障修繕288、市公用バス故障修繕1,192、法定点検等手数料2,104、重量税227、消耗品費973	A	現行どおり実施していく。不具合箇所等については早期対応によって、修繕料の削減に努める。
			車検・法定点検実施業者及び利用者からの連絡、課内での自己点検等により	100	4,514	5,712			維持								
			100	4,623	維持												
②	不正利用の防止	共用車を利用する職員					飲酒運転による事故、免許証不携帯での運転を防止する。	飲酒運転による事故及び免許証不携帯での運転合計0件	飲酒運転や免許証不携帯による共用車での事故・違反件数合計(少ないほどよいものとする。)	0	件	該当がないことを前提とし、あれば手段について改善を要するため。	—	—	—	A	現行どおり実施していく。免許証を所持しているものの、期限切れとなっていないかも含めて今後さらに注意していく。
			運転前に運転者にアルコールチェック及び免許証の携行を確認をさせることにより	0	—	—			—								
			0	—	—	—											
③	公務での自動車事故・違反の抑制	公務で自動車を運転する全職員					安全運転意識を高めさせる。	年間事故件数10件、年間違反件数1件	公用車(共用車以外の車両を含む。)での年間事故・違反件数合計(少ないほどよいものとする。)	7	件	過年度実績を参考としたため。	—	—	—	B	件数が、昨年度よりも増えている。年末の交通安全講習会では、職員に対しこのことを周知し、一層注意喚起することで、事故・違反件数を抑制させる。
			全職員を対象に交通安全講習会を年1回開催することにより	11	—	—			—								
			7	—	—	—											
④														02-01-01-030-01(自動車管理費) -11-01(消耗品費)618,000円 -11-06(修繕料)800,000円			

事業目的の追加により、事務事業②③の追加
【前】車両の維持管理のみ
【後】車両の維持管理＋職員の適正利用

事務事業の改善内容	事務事業		改善内容(H27以降に実施する内容)	H27以降新規に実施する事務事業	事務事業		2,785,000円	
	③	公務での自動車事故・違反の抑制	交通安全講習会の際、年間事故・違反件数の推移について周知し、安全運転意識をより高めさせるよう注意喚起する。				-27-01(重量税) 311,000円	
							計4,514,000円	

長久手市行政評価票

事業番号	112	事業の名称	予防広報事業				担当部署	部 消防本部	課 総務課							
基本方針	(3)人がいきいきとつながるまち		分野別項目	(10)住民を守る消防・救急サービスを充実する		施策の進め方	(3)火災予防対策の推進		フラッグ				フラッグ項目			
事業の概要	長久手市が刊行する広報ながくて及び市ホームページ等の様々な媒体を活用し、市民へ火災予防の普及を図ることと、火災予防組織を設置し、育成指導を行い幼年期及び少年期の火災予防思想の動機付けを図ることで、市民が生涯に亘り火災の予防を学び啓発していくことで、市民の安心で安全な暮らしの推進を図る。						他市町の実施状況 (近隣市町や先進都市の状況等を具体的に記載)	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、尾三消防本部(日進市、みよし市、東郷町)の何れの団体においても類似した事業を実施している。								
													総事業費	総事業費 (単位:千円)	H25予算	H25決算
						一般財源	342	326	330	368	603					
事業期間	事業開始年度		—		終了(予定)年度		—									
事業の対象 (だれ、何に対して)	長久手市に居住する市民はもとより出入りする市民															
事業の意図 (対象をどのような状態にしたいか)	市民等の火災に対する意識の高揚を図り、火災発生の抑止につなげる。															

成果指標の変更
【前】市広報紙延配布世帯数
【後】無作為抽出した市民に対し、火災予防に

評価の見方	
A	現行どおり実施
B	事業の改善
C	他事業と統合
D	運営主体の見直し
E	事業の廃止の検討